

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」について

本年5月25日に成立しました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）（以下「改正法」という。）の来年4月1日の施行に向けて、本日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）（以下「改正省令」という。）を公布し、併せて調達価格及び調達期間を定める告示の一部を改正する告示（平成28年7月29日経済産業省告示第212号）を公布しました。

改正省令においては、法改正後の新制度における事業計画認定に当たっての申請様式、認定基準、認定情報の公表に係る事項、再生可能エネルギー電気の買取義務者を送配電事業者に変更することに関する事項、及び経過措置に関する事項について決めました。

以下、今回の省令改正において改正された具体的な内容について記載いたします。

※告示改正等の内容については、別途公表しております「平成28年8月1日以降に接続契約を締結する太陽光発電設備の運用変更について」をご覧ください。

表記上の注意

新法・・・改正法による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

新規則・・・改正省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

新認定制度について

I 認定手続【新規則第4条】

新認定制度における、認定の申請方法並びに申請の際の書類の様式及び添付書類の内容を定めました。様式中の記載事項及び添付書類により、新認定要件への適合を判断します。

II 認定基準【新規則第5条】

新認定制度では、経済産業大臣は、申請のあった再生可能エネルギー発電事業計画が、新法第9条第3項各号に規定されている要件の全てに適合するとき、認定を行うものとされています。

この点に関連し、新法第9条第3項第1号及び第3号の要件については、その具体的な内容について、経済産業省令で定めることとされています。また、同項第2号の要件については、その内容について経済産業省令への委任は行われていませんが、認定を受けようとする

事業者の予見可能性を高める観点から、経済産業省令において、同号の意味するところを明確化しました。

1. 再生可能エネルギー発電事業の内容についての基準【新規則第5条第1項】

新法第9条第3項第1号の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業の内容が、本法の目的（※）に照らして適切なものであることを要件として求めます。

※ エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境への負荷の低減を実現する観点から、再生可能エネルギー電気の利用を促進し、国民経済の健全な発達に寄与すること。

（1）再生可能エネルギー発電事業計画が明確に定められていること

再生可能エネルギー発電事業は、国が定める調達期間（20年間等）にわたり、長期間の事業実施が求められます。このため、事業計画段階から、長期間にわたる事業の実施計画が明確に定められていることを求めます。

（2）特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと

通常、発電設備を系統に接続する際には、発電設備の発電容量に応じて工事費の負担が求められます。また、電気事業法上、設備の出力規模に応じて安全規制が課されています。

こうした中、工事費の負担を免れる又は必要な規制を逃れるといった目的で、本来一体的に開発される案件であるにもかかわらず、敢えて小規模容量に分割して認定を申請する、いわゆる「分割認定申請」が行われることがあります。

「分割認定申請」は、本来、必要な費用負担を行わないことや、必要な規制を不当に逃れる行為であることから、認定時に、「分割認定申請」でないことを確認します。

（3）発電設備を適切に保守点検及び維持管理するための体制を整備し、実施するものであること

本法の目的は、エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境への負荷の低減を実現する観点から、再生可能エネルギー電気の利用を促進することであり、認定を受けた場合には、再生可能エネルギー電気を適切な方法で発電し、供給する責務が生じます。

このため、発電を行う設備を適切に保守点検し、及び維持管理することで、発電を一定期間継続して行うことが可能となるよう、適切な取組を求めます。また、この一環として、事業に関係ない者が設備に近づくことにより感電などの被害が発生することがないよう、一定の取組を求めます。

認定に当たっては、以上の取組が事業計画に織り込まれていることを確認することとします。

（4）送配電事業者から出力制御その他の協力を求められたときには、協力すること

電気の円滑な供給を実現し、かつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるためには、

電気の需要が少ない時期において、適切に出力制御を行うことが必要です。このため、従来から、電源の種類に応じ、一定の出力制御への協力を求めてきました。

他方、出力制御については、「出力制御を受ける発電事業者間の公平性」や、「効率的な出力制御のための柔軟性」の確保が必要である等の指摘がなされてきたところです。こうした原則に則った形で、具体的に出力制御が必要になった場合に対応できるよう、今後、出力制御の公平性確保に関するルールを整備することとします。

また、こうしたことを踏まえ、このルールに沿って送配電事業者（一般送配電事業者及び特定送配電事業者）による系統安定化対策としての出力制御へ協力することを織り込んだ事業計画になっているかを確認することとします（具体的な出力制御のルールについては別途検討し、今年度中に公表します。）。

（５）外部から見やすいように、事業者情報について記載した標識を掲示すること（２０kW未満の太陽光発電を除く）

固定価格買取制度が導入されて以降、再生可能エネルギー電気の発電を行う発電所が増加しています。

こうした中、発電所の周辺地域にお住まいの方々や、立地自治体が発電事業者と連絡を取りたいと思っても、事業者についての情報が分からず、事業者と連絡が取れないことにより、地域における安全の確保などにおいて、問題が生じるケースが報告されています。

このため、事業を実施する事業者名などを、再生可能エネルギー発電を行う発電所の周辺に見やすいように掲示を行うことを求め、周辺地域の関係者に、当該再生可能エネルギー電気の発電を行う発電所の管理責任の所在を明確化します。

ただし、２０kW未満の太陽光発電設備については例外的な取扱いを行います。

（６）再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報、及び（７）再生可能エネルギー発電事業の実施に係る情報を経済産業大臣に提供すること

固定価格買取制度においては、再生可能エネルギー発電事業者から提供される再生可能エネルギー発電事業の費用に関するデータを基礎として、調達価格を算定しています。このため、発電事業者からの正確な情報提供が、適切な調達価格の設定を可能とし、ひいては国民負担を抑制しつつ再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるために極めて重要です。

認定時点に確認した事業の内容が、事業実施期間にわたり遵守されていることを確認する観点や、再生可能エネルギー発電事業の実態を明らかとし、今後の更なる再生可能エネルギーの導入拡大のあり方を検討する観点から、必要に応じて発電事業に関し正確な情報提供を行うことを求めます。

当然のことながら、情報に虚偽の内容が含まれていた場合には、当該要件に反するため、認定取消しの対象となる可能性があります。

（８）再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること

再生可能エネルギー発電を行う発電所が増加する中で、発電事業が終了した後の発電設備の取扱いについての懸念(設備が放置されたままになるのではないか等)が高まっています。

このため、事業計画段階から、事業期間終了後において、発電事業に用いた設備を適切に処分する計画になっているかを確認することとします。事業終了後における適切な対応が想定されていない計画については、認定を行わないこととします。

- (9) 10kW以上の太陽光発電(第7条の規定により実施する入札の対象となる場合は除く。)については、認定取得から3年以内に運転開始を行うことができる計画であること。ただし、調達価格等算定委員会の意見を聴いて経済産業大臣が定める方法で変更される調達価格又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない

固定価格買取制度の導入以来、太陽光発電設備による発電のコストは急激に低下しており、この傾向は今後も同様であると考えられます。

このため、認定時点(太陽光発電においては、接続契約の締結時点等)において調達価格及び調達期間が決まる仕組みの下では、運転開始までに長期間を要した場合には、実際に事業に要する費用と調達価格の算定の際に想定したコストに乖離が生じ、国民負担が必要以上に高まる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、10kW以上の太陽光発電設備を用いて発電しようとする場合について、報告徴収や事業者ヒアリング等を踏まえた認定取得後の工事や手続等に通常要する時間を考慮し、運転開始まで3年という期限を設けることとします。

今後、期限を過ぎた場合の取扱いについては、早期運転開始のインセンティブを設ける観点から、期間超過後、調達価格を認定時の価格から毎年一定割合(例:年5%)下落させる、又は調達期間を短縮させる方法を、調達価格等算定委員会の議論を踏まえ決定することとします。その上で、運転開始の期限後は、この方法により定められた調達価格又は調達期間を適用することとします。

本認定基準については、①新認定制度で認定を受ける案件及び②既に現行制度で認定を受けた案件のうち平成28年8月1日以降に接続契約(連系承諾及び工事費負担金契約を含む。)を締結する案件に適用します(なお、②既認定案件については、運転開始の期限(3年以内)の起算日は新認定制度の下で認定を受けたものとみなされた日とします)。また、この制度の導入に伴い、太陽光パネルのメーカー変更等の場合に調達価格を変更するルールは、前述の運転開始の期限の適用を受ける案件においては適用しないこととします(公表資料「平成28年8月1日以降に接続契約を締結する太陽光発電設備の運用変更について」参照)。

なお、新法において新たに設けられるFIT入札制度の対象となる案件に適用される運転開始の期限についての考え方は、別途、FIT入札の参加要件などを定める入札実施指針の議論を経てその取扱いを決定することとします。

- (10) 10kW未満の太陽光発電については、認定取得後速やかに運転開始を行う計画

であること

(9)で述べたとおり、太陽光発電については、運転開始までに長期間を要した場合には、実際に事業に要する費用と調達価格の算定の際に想定したコストに乖離が生じ、国民負担が必要以上に高まる可能性があります。

10kW未満の太陽光発電設備については、適切に事業実施が行われる場合には、通常、認定から1年以内に運転開始できることから、その期間を過ぎても運転が開始されない場合には再度認定を取得していただくことを求めることにします(1年で認定が失効する取扱いとします)。

その他、適用開始の期日などは、(9)に準じます。

(11) バイオマス発電については、

- ①バイオマス比率を毎月1回以上定期的に算定し、記録すること、
- ②燃料の調達により、当該燃料を用いる他産業に著しい影響を与えないこと、
- ③安定的な燃料調達が可能であると見込まれること

他の再生可能エネルギーを用いる場合とは異なり、バイオマス発電事業者が長期間にわたり安定的に発電を行うためには、燃料となるバイオマスを安定的に調達できる体制を整える必要があります。

そこで、現行の施行規則でバイオマス発電に求めている要件に加え、新たに、「燃料の安定的な調達が可能であると見込まれること」を確認するための要件を追加します。

(12) 地熱発電については、発電開始前から継続的に地熱資源の性状及び量の把握（モニタリング）を実施するなど、継続的かつ安定的な発電を行うために必要な措置を講ずるものであること

適切な地熱資源管理を行わず、熱水を過度に汲み上げること等により、自己の坑井や周辺の地熱発電所や温泉に影響を及ぼしたり、周辺環境に対する配慮が足りない開発が行われてしまう可能性があります。

そこで、これらの影響が生じないようにするため、自己・周辺の源泉の継続的なモニタリング等の必要な措置を講ずる事業計画となっていることを確認します。

(13) (11)(12)のほか発電設備の種類に応じて適切に事業を実施すること

電源毎に、それぞれの特徴を踏まえ、(11)(12)のほか発電事業を実施するに当たり留意すべき事項について、国のガイドライン等が定められた場合には、これに沿った対応を行うことを求めます。

(14) 再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること

再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、法令（条例を含む。以下同じ。）を遵守することは当然の前提です。しかしながら、中には、法令において定められているルールを

遵守していない事業者が存在しているとの指摘があります。

他法令に違反した場合には、それぞれの法令の規定に基づき、厳正な対処が行われるものではありませんが、認定に当たり、新法においても、法令の遵守を求めるとします。なお、法令には、新法や、施行規則なども当然含まれます（なお、施行規則の法令改正があった場合には、改正後のルールに従うことを求めます。）。

（１５） 認定の申請の際に提出した書類の内容に虚偽がないこと

事業計画書などの申請書類の内容に虚偽がないことを認定要件として明示的に位置づけました。

２．再生可能エネルギー発電設備に関する基準【新規則第５条第２項】

（１） 発電設備に関する法令の規定を遵守していること

当然の前提として、再生可能エネルギー発電設備に関する法令を遵守することを求めます。

（２） 発電設備が決定していること

事業の実施の基礎となる発電設備が決定していることを確認した上で、一定期間内に発電設備を確保することを求め、当該期間内に確保されなかった場合には、認定の取消し等を行うこととします。

ただし、運用に際しては、各電源の特性・設備コストの状況や、一部の発電設備については認定取得後に設備の発注を行わざるを得ないこと等を踏まえて対応することとします。

（３） 発電する電気の量を的確に計測できる構造であること

固定価格買取制度の適正な運用を行うためには、買取りを行う再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できることが重要です。そこで、認定事業者に対して現行の施行規則と同様の規定を維持します。

また、既存の発電設備の容量を増やす場合において、増加分だけを買取りの対象としようとする場合には、固定価格買取制度の適用を受けられることができる部分を特定できるように的確に計測ができることを求めます。

（４） 発電を行うために電気を用いる必要がある場合には、自らが発電して得られる電気を 用いる構造であること

発電を行うために一定の電力消費が必要な場合においては、その電気を自ら発電した電気でまかなう構造となっていることを確認するため、現行の施行規則と同様の規定を維持します。

（５） 10kW未満の太陽光発電設備については、余剰売電を前提とした設備となっている ことなど住宅用の発電設備としての特徴を踏まえ、適正な設備となっていること

10kW未満の太陽光発電設備の設置形態、事業形態に着目した対応を行う必要があるため、現行の施行規則と同様の規定を維持します。

(6) 複数太陽光発電設備設置事業に10kW未満の発電設備を用いる場合には、当該設備が発電した全量を用いることができる構造となっていること

複数太陽光発電設備設置事業（屋根貸し事業）の事業形態に着目した対応を行う必要があるため、現行の施行規則と同様の規定を維持します。

(7) 水力発電設備については、揚水型の水力発電設備ではないこと及び3万kW以上の大型の水力発電設備ではないこと

買取りの対象とはなっていない揚水型の水力発電設備ではないこと及び3万kW以上の大型の水力発電設備ではないことを確認する必要があるため、現行の施行規則と同様の規定を維持します。

(8) 発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行う観点から適切な構造であること

再生可能エネルギー発電設備について、安定的かつ効率的に発電を行う観点から適切な構造となっていることを確認します。なお、現行の施行規則で設備の性能として求めている基準（現行施行規則第8条第6号ハ、同項第8号等）は、この規定に包含されるものです。

(9) 新法附則第4条の新エネルギー等認定設備ではないこと

廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法による支援の対象となっている設備（＝「新エネルギー等認定設備」）である場合には、固定価格買取制度で重複して支援を行うことは適切ではありません。このため、現行の施行規則と同様の規定を維持します。

3. 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準【新規則第6条】

(1) 送配電事業者から接続の同意を得ていること

現行制度の下で、認定を取得したものの事業の開始に至らない、いわゆる既認定未稼働案件が大量に生じたことを踏まえ、新法では、事業の実施可能性が高い案件について認定を行うよう制度を見直しました。

具体的には、送配電事業者との間で、これらの事業者が有する系統設備と、再生可能エネルギー発電設備とを電氣的に接続することに係る契約が締結されているか否かを確認します。

接続契約とは、系統に接続することを送配電事業者が承諾するいわゆる「連系承諾」に係る事項及び系統接続に必要な費用（いわゆる「工事費負担金」）の負担についての事項の両

方を内容を含む契約とします。

(2) 発電設備の設置場所について所有権等を有するか、確実に取得することができると思われること

事業の実施の基礎となる設備の設置場所が決定していること（設置場所となる土地を所有していることや、設備を設置する屋根を使用することが可能かどうか等）を確認した上で、認定を行うこととします。

(3) 再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること

事業を円滑かつ確実に実施するには、地域と共生した形で事業を実施することが必要であることを踏まえ、関係法令や自治体が定める条例を遵守することを求めます。事業実施に必ず必要な手続等が守られていない場合には、事業を円滑かつ確実に実施することが困難となることから、他法令が遵守されることを確認します。

Ⅲ 認定情報の公表【新規則第7条】

新認定制度では、経済産業大臣は、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画の記載事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める事項を公表することとされています。このため、以下の方針で、認定情報を公表することとしました。

(1) 公表事項

原則、認定計画に記載した事項のうち、下記の事項を公表することにします。

- i) 設備ID、ii) 認定事業者名、iii) 発電設備の区分、iv) 発電設備の認定出力
- v) 発電設備の所在地

ただし、20kW未満の太陽光発電設備については、住宅などに設置される小規模な発電設備であることが多いことを考慮し、個々の案件ごとに認定計画の内容を公表することはせず、認定容量を市町村別に集計し、公表することにします。

(2) 公表方法

認定後、資源エネルギー庁HPにおいて、検索可能な形で(1)の事項を公表することとします。

Ⅳ 認定を受けた事業計画の変更等【新規則第8～11条】

1. 変更認定を受けるための申請方法等について【新規則第8条】

新認定制度においては、認定を受けた事業計画を変更しようとする場合には、原則、経済

産業大臣による変更の認定を受けることとされています。この変更認定を申請するために必要な提出書類やその際の様式、提出方法について決めました。

2. 軽微な変更となる場合及びその変更の事前届出の方法等について【新規則第9条】

経済産業省令で定める軽微な変更である場合には、例外的に、変更を行う前に経済産業大臣に対して届出を行うこととなります。軽微な変更については、原則として、変更した場合でも認定基準の充足に影響が生じないような変更事項を決めました。また、軽微変更の事前届出のために必要な提出書類やその際の様式、提出方法についても決めました。

3. 新法第9条第2項第1号、第2号又は第7号に関する変更についての届出手続について【新規則第10条】

事業計画の内容に大きな変更がないと想定される認定事業者の氏名、名称等（新法第9条第2項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項）の変更（※）については変更の事後届出を行えば足りることとされています。この申請に必要な様式について決めました。

※ 氏名、名称の変更については、事業主体の変更を伴わずに行われる氏名、名称のみの変更に限り、事業主体を変更する場合には、事業計画の内容が大幅に変わる可能性が高いことから、変更認定を求めることにします（ただし、この変更認定のみによって調達価格が変更されることは想定していません）。

4. 再生可能エネルギー発電事業の廃止届出の方法等について【新規則第11条】

再生可能エネルギー発電事業を廃止する際には、あらかじめ届出を行うこととされています。この届出のために必要な様式や提出方法について決めました。

送配電買取について

改正後の固定価格買取制度においては、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（以下「送配電事業者」という。）が電気事業者として再生可能エネルギー電気の買取りを行う義務を負うため、特定契約申込みに対する電気事業者の応諾義務の例外や、電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の供給や使用に係る義務等について改正を行いました。

1. 電気事業者が特定契約の締結を拒むことができる正当な理由【新規則第14条】

認定事業者が電気事業者に対して特定契約の申し込みを行った際に、電気事業者は正当な理由なく応諾を拒否できないこととしています。その正当な理由については、電気事業者が現行の小売電気事業者等から送配電事業者に変更されることを踏まえた所要の修正を行った上で、現行と同様に、電気事業者の利益を不当に害するおそれがある契約内容となっている場合、又は認定事業者が再生可能エネルギー電気の買取りのために必要な措置を行わない

場合等と定めました。

また、現行施行規則第6条第1項で買取義務者が接続契約の申込みに応ずる義務に関する事項として定めている接続契約の解除条件（同項第4号ニ～ヘ）や出力制御ルール（同項第3号）について、改正法施行後は買取義務者と接続契約の締結先が同一の送配電事業者になることを踏まえ、特定契約に関する事項として同様の規定を定めました。

したがって、買取義務者が送配電事業者に変更された後も、接続契約及び特定契約に関しては現行と同様の条件で締結していただくこととなります。

2. 再生可能エネルギー電気の供給又は使用の基準に関する事項【新規則第15条】

認定事業者から特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達した電気事業者は、その電気を最終的に需要家に供給するため、卸電力取引市場を通じた取引等によって小売電気事業者に引き渡す必要があります。その際、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための基準として、電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気について、広域的・効率的な活用を促進する観点からスポット市場における売買取引を通じて供給することを原則とします。具体的には、電気事業者が特定契約に基づき買い取った再生可能エネルギー電気の量から、再生可能エネルギー電気卸供給約款により小売電気事業者等に供給する量及びこれと同等の条件で電気事業者が使用する量を控除した量をスポット市場における売買取引により供給することを基本とし、その他に、電力の安定供給に必要な電気の量を電気事業者が使用できることを定めました。

3. 再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める項目及び届出方法等に関する事項【新規則第16条、第17条】

電気事業者が小売電気事業者等に再生可能エネルギー電気を相対で供給する際には再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき供給することとしており、電気事業者は当該約款を経済産業大臣に届け出ることとしているため、再生可能エネルギー電気卸供給約款において定める事項や届出の手續等について定めました。具体的には、再生可能エネルギー電気卸供給約款では、適用範囲、料金、料金以外の小売電気事業者等の負担の内容、契約の申込みの方法及び解除に関する事項、その他必要な事項を定めるべき内容としました。

また、届出及び変更届出の際に必要な書類、様式について定め、再生可能エネルギー電気卸供給約款の実施の10日前までに経済産業大臣に届け出ることとしました。

4. 再生可能エネルギー電気卸供給の特例承認の申請方法に関する事項【新規則第18条】

電気事業者が小売電気事業者等に再生可能エネルギー電気を相対で供給する際に、再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情があるときは、経済産業大臣から特例承認を受けることとなっています。この承認の申請を行うために必要な提出書類やその際の様式、提出方法について定めました。

5. 再生可能エネルギー電気卸供給約款の公表【新規則第19条】

再生可能エネルギー電気卸供給約款については、その実施の10日前から、事務所等に添え置くこととし、一般送配電事業者についてはインターネットを利用してこれを公表することとしました。

6. 交付金や電気事業者の自己使用の費用、市場取引による収入、再生可能エネルギー卸供給による収入の算定方法に関する事項【新規則第21～24条】

電気事業者に対して交付される交付金の算定方法について、新法第29条第2号から第4号に定める方法は、原則としてスポット市場の取引価格に再生可能エネルギー電気の量を乗じた額とし、消費税、地方消費税及び事業税等の調整をすることとしました。

なお、改正法附則第3条により改正法施行後も引き続き小売電気事業者が特定契約に基づき買い取る再生可能エネルギー電気に係る交付金、回避可能費用の算定方法については、現行と同様の方法により算定することとする経過措置を設けました（改正省令附則第2条）。

7. 小売電気事業者等及び電気事業者が届け出るべき納付金算定のための資料について【新規則第27条】

小売電気事業者等は、電気の利用者に供給した電気の量及び賦課金減免の額、前年度に費用負担調整機関に納付した納付金の額等を届け出るべき事項として規定しました。

電気事業者は、調達した再生可能エネルギー電気の量及び前年度に費用負担調整機関から交付を受けた交付金の額等を届け出るべき事項として規定しました。

また、これらの届出に必要な提出書類やその際の様式、提出方法についても定めました。

なお、改正法附則第3条により改正法施行後も引き続き小売電気事業者が買い取る再生可能エネルギー電気に係る納付金算定のための資料については、現行と同様に届け出ることとする経過措置を設けました（改正省令附則第3条）。

8. 小売電気事業者等及び電気事業者の帳簿について【新規則第28条】

小売電気事業者等は、電気の利用者に供給した電気の量を帳簿に記載し、記載の日から10年間保存することとしました（現行施行規則第20条第1項第2号に係る規定と同様）。

電気事業者は、特定契約ごとの再生可能エネルギー電気の量を帳簿に記載し、この特定契約に基づく調達期間が終了するまでの間保存することとしました（現行施行規則第20条第1項第1号に係る規定と同様）。

なお、改正法附則第3条により改正法施行後も引き続き小売電気事業者が買い取る再生可能エネルギー電気に係る帳簿については、現行と同様に記載し、保存することとする経過措置を設けました（改正省令附則第4条）。

経過措置について

改正法の附則において、現行制度で認定を受けた者で、送配電事業者と接続契約の締結（※）がされているものは、新認定制度の下で認定を受けたものとみなすこととされています（こ

の経過措置の対象となる事業者を、以下「みなし認定事業者」といいます。)

このため、既に運転を開始している（又は運転開始に向けて事業が進み始めている）ことについての一定の配慮は必要なものの、みなし認定事業者についても、新制度において認定基準として設定され事業者が遵守すべきとされる事項については、原則、同様に遵守していただくなど、新認定制度の規定が適用されます。

なお、新認定制度の規定は、新認定制度の下で認定を受けたものとみなされたとき以降適用されることとなります。また、新規則第5条第1項第9号及び第10号については、みなし認定事業者の中で平成28年7月31日までに接続契約を締結している者には適用しないこととするなど、みなし認定事業者については一定の配慮を行うこととしました。

- ※ 接続契約の締結については、電力会社や発電設備の規模によって書類の名称等が異なります。下記の資源エネルギー庁HP及び各送配電事業者のHPにて、具体的に接続契約を証する書類として有効なものと、誤認されやすい書類について名称を整理しておりますので、ご参照下さい。

資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

(接続の同意を示す書類の名称について)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename.html

1. みなし認定事業者の書類の提出について【改正省令附則第6条】

みなし認定事業者については、原則、改正法の施行後、経済産業省令で定める期間内に、一定の書類を提出しなければならないこととされています。この書類提出に関して、提出が必要な書類や提出方法について定めました。なお、この書類は運用に際して、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画として取り扱うこととなります。

また、書類提出の期限としては、新認定制度の下で認定を受けたものとみなされた日から6ヶ月間とすることとしました。

原則として、みなし認定事業者には、一定の書類の提出を求めることとなりますが、10kW未満の太陽光発電設備を用いて発電する事業者については、書類の提出を求めないこととしました。

2. 相当の期間を要する手続きその他の行為【改正省令附則第7条】

接続契約の締結に係る手続きその他の行為であって、相当の期間を要するものとして経済産業省令で定めるものを行っている場合には、その行為が終了した日の翌日から6ヶ月間は、現行制度の下での手続きを保証する旨の規定が設けられています。

この省令で定める行為としては、改正法の施行日である平成29年4月1日において電源接続案件募集プロセス（いわゆる系統入札プロセス）に参加していることを位置づけることとしました。

3. その他【改正省令附則第5条、第8条】

上記の他、改正法附則第5条及び第6条に基づいて、改正法の施行日以降においても引き続き現行法の規定に基づく接続の手続を行う場合についての所要の経過措置を設けました。また、R P S 認定設備については平成29年4月1日から5年間、F I T制度へ移行することを認める規定を設けました（ただし、運転開始からの期間がF I T制度における調達期間を超過していないものに限ります）。

(以上)